⑷　本契約に関し、請負者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

①　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

②　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

③　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

④　請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法（明治40年法律第45号）第96条の３若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

⑸　本契約に関し、上記⑷の①に示す場合に該当し、かつ、次の①～③に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

①　⑷の②に示す確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があるとき。

②　⑷の④に示す刑に係る確定判決において、請負者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

③　請負者が発注者に入札心得第４条の３（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

⑹　請負者が⑷及び⑸に規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

⑺　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑻　手続における交渉の有無　無

⑼　契約書作成の要否　要

⑽　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、入札説明書参照）

⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑵の②に同じ。

⒀　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の⑷により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒁　電子入札について

①　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（東北農政局ホームページhttp://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html）によるものとする。

⒂　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⒃　特別重点調査　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

⒄　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

①　予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について（平成18年８月１日付け18経第724号大臣官房経理課名）」に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

ア　発注者の監督強化　「施工段階における確認マニュアルの一部改正について（平成18年３月31日付け事務連絡　農村振興局設計課施工企画調整室長）」等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

イ　施工体制の点検　施工体制の確保を図るため、施工体制台帳提出時に、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、特別重点調査のための資料等との整合を確認する場合がある。

ウ　下請契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出するものとし、下請けに変更が生じた場合は再提出するものとする。

なお、特別重点調査のための資料等との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。また、「工事現場等における施工体制の点検要領（平成13年４月27日付け13経第180号大臣官房経理課長名）」、「施工体制点検審査マニュアル（平成15年４月11日付け事務連絡農村振興局設計課施工企画調整室長名）」に基づき、随時、下請けへの支払い状況の調査を実施する。

エ　請負者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が東北農政局管内の直轄工事において、本工事の入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置するものとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

ａ　工事成績70点未満の評定を通知された者

ｂ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ｃ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者

ｄ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

オ　発注方式と積算　「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事の場合で、当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定がある場合で、低入札価格調査対象工事となった場合は、当初工事の契約時において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとする。